

# 社会福祉法人秦野市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

平成12年3月29日

秦社協規程第3号

改正 平成17年3月28日

平成29年4月1日

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人秦野市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第10条に規定する評議員の報酬等、及び定款第25条に規定する理事及び監事の報酬等について、必要な事項を定める。

## (報酬の額)

第2条 評議員の報酬は、評議員会に出席した日1日につき7,800円とする。ただし、秦野市の行政機関等の職員から選任された評議員は除く。

2 理事のうち会長の報酬は、月額8万円以内の範囲で支給できるものとする。

3 理事のうち常務理事の報酬は、必要に応じ予算の範囲内で会長がその都度定める。

4 その他の理事の報酬は、理事会等に出席した日1日につき、7,800円とする。ただし、秦野市の行政機関等の職員から選任された理事は除く。

5 監事の報酬は、会議等に出席した日1日につき、7,800円とする。

第3条 前条第3項の常務理事には、通勤手当及び期末手当を支給することができる。

## (費用弁償)

第4条 第2条第1項、第4項及び第5項に規定する理事等が会議に出席したときは、社会福祉法人秦野市社会福祉協議会の役員等の費用弁償に関する規程(昭和61年秦社協規程第1号)に基づき、旅費を支給する。

## (報酬等の支給方法)

第5条 第2条から第4条に定める報酬等の計算及び支給方法は、本会事務局職員の例による。

## (社会保険等の適用)

第6条 常務理事には、次の法律に基づく処置をとるものとする。

- (1) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)

(4) 労働者災害補償保険法（(昭和22年法律第50号)

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成12年3月29日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年3月28日から施行し、平成16年12月5日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。